

平成 3 0 年

総務委員会会議録

と き 平成30年2月26日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年 2月26日 (月) 午前10時00分～午後 0時26分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤昌宏君 副委員長 あくつ 広王君
委員 高橋 伸明君 委員 飯沼 雅子君
委員 石田 しんご君 委員 須貝 行宏君
委員 吉田 ゆみこ君 委員 松澤 利行君

出席説明員 桑村 副 区 長 中山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)
小林 施 設 整 備 課 長 中 元 広 報 広 聴 課 長
木村報道・プロモーション担当課長 仁 平 情 報 推 進 課 長
榎 本 総 務 部 長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)
島 袋 人 権 啓 発 課 長 黒 田 人 事 課 長
立 川 経 理 課 長 伊 東 税 務 課 長
齋 藤 会 計 管 理 者 安井選挙管理委員会事務局長
江 部 監 査 委 員 事 務 局 長 久 保 田 区 議 会 事 務 局 長
持 田 河 川 下 水 道 課 長

○午前10時00分開会

○伊藤委員長

それでは、おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の予定表のとおり、「議案審査」、「請願・陳情審査」及び「その他」を予定しております。

なお、本日はお手元に、平成29年陳情第16号の写しを配付しております。これは議長より参考送付を受けたものですので、後ほど各自ご確認ください。

また、議案審査に際しまして、河川下水道課長にご同席いただきますので、よろしく願いいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(5) 第37号議案 浜川雨水排水管建設工事その2（浜川公園人孔等整備）請負契約の変更について

○伊藤委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。会議の運営上、契約議案の審査を先に行います。

(5)「第37号議案 浜川雨水排水管建設工事その2請負契約の変更について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、「第37号議案 浜川雨水排水管建設工事その2（浜川公園人孔等整備）請負契約の変更について」ご説明いたします。

経理課資料をごらんください。本案は平成28年第1回定例会で本契約の議決をいただき、平成28年第2回及び第4回定例会で契約変更の議決をいただきました本工事におきまして、施工方法等を変更する必要が生じたことから、契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方は福田・大旺新洋建設共同企業体、代表者は株式会社福田組東京本店、取締役専務執行役員本店長、石川渡。支出科目は平成29年度一般会計、変更の概要としましては、契約金額を9億2,559万2,400円から10億5,025万6,800円に改めるもので、金額の内訳及び変更内容については2ページの変更概要書に記載のとおりでございまして、障害物撤去工の数量変更に伴う金額増額でございます。説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

念のためにお話ししますが、本件は契約議案でありますので、契約金額や内容の妥当性などといった視点でのご質疑をお願いいたします。

それではご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

ご説明の中で、平成28年第4回の際にも変更があったというご説明だったので、このときの変更内容と金額をまず1点教えていただきたいのが1つです。

あと、今回の金額の妥当性というところなのですが、資料の2ページのところに内訳が書かれていますが、このところの変更内容をもうちょっと具体的にお知らせをください。

○立川経理課長

まず、1点目、平成28年第4回定例会での変更内容について説明いたします。

こちらは8億5,973万4,000円を、9億2,559万2,400円に増額したものでございまして、変更内容につきましては工事に着手することによって交通管理者の警察のほうとの協議の結果、常設作業帯の変更許可が下りなかったために、地盤改良工法の変更を行う必要があったというものでございます。以上でございます。

○持田河川下水道課長

2点目のご質問の変更の内訳についての説明でございます。

資料の2ページ目に金額の内訳が載ってございまして、3ページ目に簡単な平面図が載ってございます。まず、管きょ工RC3関連、障害物撤去工の数量変更とございますが、こちらの図面の中ほどにRSNo.1というオレンジ色の丸い印がございまして、こちらは下水道の立坑でございまして、こちらから第一京浜にございまして下水道のマンホールまで1,100ミリメートルの下水道管を180メートルほど、トンネルを掘るような要領で施工したものでございます。こちらの第一京浜のところでございます。この下水道のマンホールの手前に、土の中にいわゆる障害物があるということで、その障害物を撤去するための費用ということでございます。こちら障害物があることはある程度予測してございまして、障害物が撤去できるような機能を備えた機械で施工していたのですが、この障害物の数が想定より多かったということで、その数量の変更という形をとらせていただいているものでございます。

続きましてその下ですが、同じく管きょ工RC4、RC5の関連でございます。こちらは平面図の右側に同じようにRSNo.4というオレンジ色の丸がございまして、これはまた同じく下水道の立坑でございまして、こちらから北方向と南方向に下水道管を同じようにトンネルを掘るような方法で施工するものでございます。こちらの管きょの深さですとか勾配のほうを変えたということで、金額も少しなのですが変更になるということでございます。

その下、特殊人孔工RSNo.1関連ということで、こちらは、またこの平面図の左側にございましてRSNo.1、こちらが浜川公園の中にある下水道の立杭でございまして、こちらは最終的に人が維持管理するマンホールに仕上げるようなものでございまして、そのマンホールの中ならせん階段をつくるというようなことになりまして、そのための費用の変更でございます。

その下の付帯工でございまして、こちらは舗装復旧面積の変更と、書いてあるとおりでございまして、最終的な舗装の復旧面積が増加になるための変更でございます。

最後ですが、共通仮設費の変更、こちらは交通誘導員の変更ということで、安全費の変更等と書いてございますが、大きくは交通誘導員が増員になったことによる変更ということでございます。以上でございます。

○飯沼委員

今の主な理由のところの変更内容がいろいろありますが、こういうことはよくあることなのでしょう。特に1点目の障害物の撤去は、ある程度予測はできたけれども数が多かったという、この数はどのくらい多かったのか、こういうのはどうやって調べて、実際に掘りながら予測と違ってきているというのがわかるのかどうか、ちょっとその辺のことと、あと例えば特殊人孔工のところならせん階段をつけるなどというのも、その辺は工事が進んでいるうちに最初の計画では足りなくなって追加するというのだと思うのですが、その辺の判断などはどこでどのようにされるのか、東京都の工事ですから、そこら辺の区との関係を教えていただきたいのと、経理課長には、この変更内容の妥当性がどこでどう

確保されるのかというあたりを聞かせてください。

○持田河川下水道課長

まず、変更はよくあることであるかということなのですが、この地中に障害物が埋まっているということは比較的よくあることでして、設計段階でも当然過去にその場所にどのようなものが埋まっているかということ、その埋設物を管理しているところに協議に行ったり、竣工図等を取り寄せたりという形で調査をいたしまして、内容を予測するところをございまして、今回につきましても地中に埋まっているものが、それは竣工図等で確認できまして、おそらくこの埋まっている支障物なり鋼材も、これも数はあるだろうということが予測できました。設計段階ではその鋼材が3本あるというふうに予測していたのですが、実際に工事をする中では5本であったということで、その部分の数の変更ということで、一般的には地中に埋まっている構造物は図面にしっかりと書いてあるケースをございまして、こういった鋼材等につきましても図面で読み取れるわけなのですが、その本数ですとかそういった詳細な部分についてはなかなかそこまで完全には把握できないということをございまして、今回につきましても、障害物があることについては予測できたわけなのですが、その本数のほうが違っていたということをございます。

2点目の特殊人孔のらせん階段の件でございますが、こちらは維持管理をします東京都のほうで、工事を行う中で、維持管理をする部署と協議いたしまして、こういった、今やはり都のほうも安全性というところも非常に考えているということで、やはり少し費用がかかるのですが、こういったらせん階段のようなものをマンホールの中に入れることで、その後の維持管理するための作業員の安全性ですとか、こういったものが確保されるということをございます。費用が高いので、やはり設計段階では、そこまで高い費用をかけるものを設置するのが果たしていいのかというところで協議をしていたわけなのですが、工事を進める中で東京都のほうから、ぜひそういったものを設置してほしいというような要望があったものでございます。受託事業でありますので、そういった部分のお話があれば、やはり設置をしていくという形になったというふうに考えるものでございます。

○立川経理課長

経理課としましては、金額の妥当性等につきましても、変更後の図面、また積算単価の積み上げ、内訳の一覧表などを確認しております。また、受託事業でございますので、東京都のほうの積算のチェックも入りますので、その辺で妥当性というのは担保しているということをございます。

○飯沼委員

東京都と品川区が、今のご答弁では、きっちりとチェックをされていて、妥当性があるということなので、了解しました。

国の森友学園の問題で、ごみがあった、なかったとか、やはりそういう問題が起こったりすると、国民の方、区民の方に、やはりどこでどのようにチェックをされてきたのかという疑惑が今高まっているところなので、今回はきちんとされているということなので、了解しました。

○須貝委員

ほんとうに工事をやるたびとは言いませんが、障害物が結構出てきて、そのたびに工事の変更ということで大変だと思いますが、この工事、障害物、そのまま鋼材が残っていたということは、そのもともと区の工事の時にそのまま埋めてしまったものなのですか。それとも、東京都またはほかの機関の工事でそのまま放置したというか、埋め戻してしまっただけというか、それはもともとどこの責任だったのですか。

○持田河川下水道課長

こちらでもともとどんな工事があったかなのですが、こちらは昭和40年代に同じく下水道の第2立会川幹線という下水道幹線を工事した時の、残された鋼材だというふうに想定してございます。こちらは古い図面を取り寄せてみたところ、おそらく鋼材が埋まっているだろうということで、残されたというご指摘でございましたが、この場所は国道ということもありますので、許可もなく残したということはおそらく考えにくいものでございます。おそらくそうした鋼材を抜くことで周りの地盤が動いてしまったり、周りの家屋に影響があるというようなことがおそらくあったのだと思います。そういった中で、協議をされた中で残していたというふうに想定しているところでございます。

○須貝委員

すごく思いやりのある回答だと思うのですが、実際こういうものが残っていて、それで地盤が弱くなるとかというのはちょっと考えられない場所だとは思いますが、仕方がないですね、そういうふうに埋まっていたということなので、そういう過去の工事でこういうものが埋められていたということで、たびたびこういうふうに変更になるというのはほんとうに心苦しいと思いますが、注意して工事をやっていただきたいと思います。終わります。

○石田（し）委員

1点だけ、これだけいろいろと変更をなされる中で、いわゆる当初の設計段階と随分変わって、そちらの部分の変更も生じてくるのかなと思うのですが、その辺の経費がここに今回は出ていないのですが、その辺というのはどのように変更がされていて、経費の部分でどのようになっているのかだけ教えてください。

○持田河川下水道課長

今回変更の要素がございしますが、決して当初、本来つくるべきものがこれにつくれなかったという形ではございません。必要な管きよを施工するためにどうしても障害物が出てしまったということで、その障害物を撤去する費用ですとか、また特殊人孔につきましては、維持管理性ということで、当然下水道を流すという機能には支障のない範囲での変更ということでございまして、当初のこの設計、この工事をやるための意図というのは、当然それは当初から貫かれているものでございまして、そのためのどうしても補足的なものですとか、障害物といったものが出てしまうということで、それを撤去するための変更というような形でございます。

○あくつ副委員長

1点だけ、確認をさせてください。私も今わかったのですが、工程表があるのですけれども、課長のご説明を聞くと、変更ということでやるが増えたような印象があるのですが、近隣住民への影響等を考えたときに工期には影響がないのか、その1点だけ確認をさせてください。

○持田河川下水道課長

工期につきましてはこちらの工程表のとおり、今、バーが引いてございますが、平成29年度末という形での工期の中で工事は行うものでございます。

○高橋（伸）委員

これは当初予算より1割高くなったというのは、今までのご答弁で大体理解できました。やはりこの地中埋設物というものは、当初の設計段階ではやはり見えないものというのは当然生じてくると思うのです。それは私、理解できました。

あと、1点だけお聞きしたいことがあるのですけれども、昨年10月か11月に近隣の町会さんと

か近隣の方を含めて、現場見学会をやっていますよね。その場所はどの辺のところの見学会をやったのか、それだけお知らせいただければと思います。

○持田河川下水道課長

暮れの12月に地域の方に現場見学会を行いました。これはこの平面図で行きますとRSNo.1と書いてあるオレンジ色の丸、これが下水道の立坑で、20メートルぐらいの深さの穴が掘ってあるのですが、こちらは浜川公園の中にございまして、浜川公園に住民の皆様に集まっておきまして、こちらの立坑から下水道管の中に入りまして、冒頭説明しましたRC3の管きよの入り口の部分に入ったり、また既に施工済みの、この平面図で行きますとブルーで着色されていますが、既施工箇所、施工済みの下水道管の中に入って歩いていただいたりというような形で現場見学会を実施しました。

○高橋（伸）委員

わかりました。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかにはないので、これで審議を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成いたします。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これより「第37号議案 浜川雨水排水管建設工事その2請負契約の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

異議なしと認めます。よって本案は全会一致で議案のとおり可決いたしました。

(1) 第10号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に(1)「第10号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

それでは、理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、私のほうから、第10号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。行財政の見直しに伴いまして、職員の定数につきましては業務遂行に必要な人員について毎年度見直しを行っているところでございます。

資料の1ページをごらんください。平成30年度につきましては新旧対照表の第2条で規定しております職員の定数につきまして、今年度より5名プラスいたしまして2,480名を職員定数としてございます。

附則でございますが、定数を超える員数につきましては、70人を限度として定数外とさせていただきたいというふうに考えてございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

おめくりいただきまして、所属ごとの増減につきましては2ページに記載のあるとおりでございます。

3ページをごらんいただきまして、職種ごとの増減でございます。一般事務につきましては、合わせて7名の増員がございます。東京オリンピック・パラリンピック開催関連業務が本格化いたしましてオリンピック・パラリンピック準備課に2名、認可保育園等の新規開設準備、指導検査事務などの増に対応しまして保育課に4名、また、環境関連3計画の改定終了に伴いまして環境課につきましては1減しております。防災課につきましても防災業務関連業務をみて1名増してございます。

福祉及び心理職につきましては、児童相談所開設に向けた体制構築のため、子ども育成課に合わせて5名を増員いたします。

減でございますが、作業Ⅲ、用務職でございますが、こちらにつきましては、保育園におきまして退職不補充としておりまして、実数より落ちて減員し、学校用務につきましては退職不補充分について業務の委託化にて対応しており、こちら実数より落ちて減員しております。

区の固有教員につきましては、体制充実に向けまして2名を増員いたします。

合計いたしまして、14名増、9名減の差し引き5名増となっております。

4ページでございます。参考といたしまして昭和58年度以降の定数条例における職員数につきまして示させていただいております。私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

まず2ページと3ページのところですが、もうちょっと詳しく人員増のところ、減のところの内訳を教えてくださいと思います。特に職種とか仕事の内容がどういう部分の方が増になり減になっているのか、ちょっと今の説明が早口だったのと、もうちょっと詳しく教えてくださいお願いいたします。

○黒田人事課長

資料の3ページをごらんいただきまして、職種では一般事務としまして、いわゆる一般事務職でございますのでさまざまな業務に当たりますが、オリンピック・パラリンピック準備課につきましては、オリンピックの開催周知事業の拡充ということで2名を増員してございます。

保育課につきましては4名増員いたしまして、こちらは繰り返しになりますが認可保育園等の新規開設、開設しますと指導検査の事務が増えますので、そういった関係で合わせて4名でございます。

福祉職は、いわゆる児童福祉士という職種が児童相談所の開設には必要になりますので、開設に向けてということで採用しておりますので福祉職を2名、心理職のほうにつきましても、児童相談所には児童心理士という職が必要でございますので、こちらのほうも相談所開設に向けて3名を増員しているというものでございます。

職種の作業Ⅲは、いわゆる用務職でございますので、保育園につきましては退職不補充ということにしてございますのでこちらは2名の減、小中学校は、いわゆる学校用務職につきましてはこちらも退職不補充としてございますのでマイナス5名ということでございます。

区固有教員は、学校の先生のほう、いわゆる品川区で採用する教員でございます、こちらのほうは2名を増員するというものでございます。

○飯沼委員

職員定数を2,480人とする変更ですけれども、参考までに財調人員が何人になっているのか教えていただきたいのと、その差の数をどう理解すればいいのかも教えてください。それが1点です。

あと、基本的に仕事は増えていると思っているのですが、そういった増えている中、職員が減になっている部分があるわけですけれども、余分な人員がいたとはとても考えられないので、仕事を職員以外の人に置きかえたと考えていいのかどうか、ちょっとその辺の考え方も教えてください。

○黒田人事課長

平成29年4月の財調人員は2,621名でございます。財調人員と現員の考え方でございますが、あくまでも財調人員は財調算定上の人員ということでございますので、こちらの区としては法改正に基づいて所要人員調査の中で人員を積み上げているものでございますので、そういった関係にあるということでございます。基本的には、その執行体制の中で、コア業務は職員がやるということで所要人員を算定してございますので、公務員でなくてもできる仕事というものにつきましては、例えば民間委託でございませうとか、そういったところで、できる限り民間活力を活用するという形で進めておりますので、そういった意味では置きかえといえば置きかえなのですが、あくまでも職員がやらなければいけない仕事については職員でやっていくということで人員を算定しているものでございます。

○飯沼委員

今、所要人員の積み上げという言葉がありましたよね。ちょっと所要人員とはどういう意味なのか。例えば所要人員は多分各職場から要求などがいろいろ出てきて、その積み上げだと思うのですが、実際的にその職場から出てきた所要人員というのがどういう数だったのか。それと区の判断のところの差がどうなっているのか、具体的に教えてください。

○黒田人事課長

所要人員につきましては基本的には現在の職員がベースになりまして、来年度の、委員ご指摘の、仕事が増えている部分、その中で委託化等で対応できる部分等々を勘案して算出しております。仕事が増えているという点では、平成28年度から平成29年度は職員の実数も増えてございますので、そういった意味ではこの定数の職員数の中で工夫を図って事業を実施していくというようなところでござい

ます。

○飯沼委員

所要人員の説明をもう1回してほしいのと、積み上げている数がどうだったのか、具体的に、職場から出ているはずですので、それと実際に配置される場所の差が出ているので、私はどこの職場も満足しているはずはないと思うので、その差について答えがなかったので1つ教えてください。

あと、公務員でなくてもよい部分は民間委託、この民間委託に対して私は置きかえだと思っているわけですが、特に今回の減のところで私が注目するのは、保育園と小・中学校の用務職なのです。この用務職は退職不補充ということで、これは公務員でなくてもよいという考えのもとにおいて不補充になったり委託にされるのかどうか、その議論はすごくあったと思うのですが、そこを聞かせてください。

○黒田人事課長

所要人員につきましては、繰り返しになりますが、実際今いる職員がベースでございます。現数が基本となりまして、仕事量というのは、これから行う仕事という意味で言いますと、所管としてはプラスで人員の要求がある、人事サイドとしてはそこは例えば委託化とか中の工夫の中で減員できないかというところを検討しているなかで決めていくというものでございまして、具体的な数字というのは今持ち合わせておりませんが、そういう形で職場の人員数については算定しているものでございます。

減の中の用務職につきましては、保育園の用務職につきましては、退職不補充ということを基本に、用務が配置されていない保育園につきましては非常勤職員を2名配置して保育園の運営に当たっていただいておりますし、学校用務につきましては委託化を進めておりまして特段学校サイドからも何か不都合があったという点は聞いてございませんので、今後も退職不補充の部分につきましては委託化を進めていきたいと考えております。

○飯沼委員

繰り返しますけれども、所要人員と職場との要求の差は持ち合わせていないということなのですが、戻れば出るのでしょうか。私はぜひその職場での要求と実際の配置の差がどこにどうあらわれているのかというのを知りたいので、ぜひ出していただきたいと思うのが1点です。

あと、用務職の退職不補充、保育園は非正規を2名配置している、この非正規とは1日フルタイムの非正規なののでしょうか。2名配置しているからいいということなののでしょうか。その中身をもうちょっと聞きたいのと、学校サイドから不都合がないという意見が出ているというのは、私が聞いているのともものすごく違うのですよね。ちょっとその辺、どこでどう意見を聴取しているのか教えていただきたいと思います。

1点目は、保育園でも学校でも、子供を育てる、教育するところで、委託化がどんどん進んでいく中で子供に接する、ほんとうに保育士とか教員以外の職種の人がいなくなるということ自体が、子供の安心・安全を確保していく意味ですごく不安だという現場の声、特に学校などはそうですね。教員の方々が見切れない部分を他職種の職員が学校の中で子供たちを見守っている、育てているという認識は、学校や事務職の方々の評価の中にもあると私は聞いているので、委託で不都合はないというのはものすごく現場と乖離していると思うのですけれどもいかがでしょうか。

○黒田人事課長

所要人員の数につきましては、現員をベースに仕事の予算要求の中で想定される事務量を勘案して最終的に決めているものでございます。

用務職につきましては、保育園につきましてはフルタイムの配置かということでございますが、基本的に非常勤職員でございますので、フルタイムということではなくて、非常勤職員です。職員より時間数が短い職員を2名配置しているということでございます。

学校の用務の委託化につきましては、所管からは特段不都合はないというふうに向っているものでございます。

○飯沼委員

人事のところの課長の答弁なのですが、私はとても現場の意見を反映していない、不満な回答です。ぜひ職場の意見をきちんと聞いていただきたいと思います。

あと、保育園のところも非正規、短時間で、本来だったら朝から帰るまで8時間勤務でしっかりいるところが、短時間職員が、1週間のうちにいろいろな詰め込み方で配置されるので、結局いない場所がありますよね。ただでさえ人手不足の職場で、用務職もないというところにおいては、私は安心・安全の管理に大変マイナスであると思っています。

学校のところは、ぜひ聞いてください。私、用務さんがいなくなったというのはびっくりしましたが、用務の仕事は人事のところはどう捉えていて、実際にどう委託がされているのですか。用務職はたくさんいろいろな仕事があると思うのですが、それがいろいろな職種の人に委託をされているということなのでしょうか。

そこをもう1回聞かせていただきたいのと、あと、今、再任用の方がいらっしゃいますよね。再任用の方々の人員というのは、フルタイムと短時間と種類があると思うのですが、条例の枠外になっているのか、ちょっとその扱いを1つ教えてください。

○黒田人事課長

学校用務につきましては、所管が業務を受託できる会社があるということで、そちらのほうに委託をしているというふうに向っているところでございます。

再任用につきましては、フルタイム職員は条例内の職員数としてカウントされまして、短時間については条例上のカウントにはなっていないというものでございます。

○飯沼委員

済みません。長くなっていますが、あと、非常勤といわれる職員の方が何人、何パーセントいるのか教えていただきたいと思います。

あと、業務委託をいろいろな部分でされていますが、この業務委託に該当する部分において職員が何人削減されたかというのはわかるのでしょうか。

○黒田人事課長

非常勤の職員数でございますが、平成29年4月1日時点では1,302名でございます。

業務委託において削減された数につきましては、毎年度それぞれ見直しをしておりますので、例えば平成30年度の状況は、先ほどの説明のとおりでございます。平成29年度につきましては会計管理室で執行関係の工夫でマイナス2減等、それで毎年度見直ししております。

一方で、増している部分もございますので、結果として増減につきましては資料の中にありますとおり、実数ではございませんが定数条例の中では毎年度均衡を図って職員数をご審議いただいているというものでございます。

○吉田委員

私からも、保育園のこの用務が2減で、退職不補充ということがちょっといかがかなと思うのですけ

れども、非常勤2名をそのかわりに配置しているということですが、非常勤といっても用務の、例えばこの曜日のこの時間は用務に当たるというふうにきちんと仕事を区分けして採用されているのか、それとももうこの人数の中でこの用務はこれの中で何とか工夫をしてやるようにという形の採用なのか、その辺を教えてください。

○黒田人事課長

用務職は、配置がないところにつきましては非常勤2名体制というところがございますので、基本的には園の中の工夫で、園運営に支障がないように配置されているというふうに考えてございます。ただ、保育園につきましては、品川区の場合は国基準にプラス都基準があって、さらに区で上乗せしているという形では、保育園のほうにはいわゆる有資格保育士を配置して園運営に当たっておりまして、プラス非常勤の職員の中で円滑に運営されているものというふうに考えているものでございます。

○吉田委員

実は保育課長からもお話を聞いたのですが、その用務の仕事というものの考え方が私たちとは大きく違うのではないかなというふうに思いました。

今まで保育園の拡充ということを訴えてきていて、区立保育園の場合は処遇という意味では私立保育園よりは恵まれているところがあるかもしれないのですが、4定の一般質問でも申しましたけれども、保育士にとってのストレスは処遇のこともそうなのですが、それよりも大きいのは保育に専念できない、そういう保育に専念する環境にないということがすごくストレスになっているというアンケートが出ております。そこから考えると、やはりその園の中の工夫でやってねというような曖昧な形の採用の仕方というのは、保育という現場で考えるとなかなか厳しいものがあるのではないかなと思うのです。

そういう保育の現場からの声とか、そういうものは把握していらっしゃるの、この用務の減なのか、その辺を教えてください。

○黒田人事課長

保育園につきましては、園が開いている時間も長いということの中では、一定程度、シフト勤務の中で交代して工夫を図ってやっていく必要があると思っております。そういった中では用務職の配置を変えて、非常勤を配置するというところにつきましても、その工夫の中でやっていただきまして、支障がないように園運営をしていただいているというふうに認識しているところでございます。

○吉田委員

支障がないという判断ということですが、実際にこれを事故という言い方をするのか、ちょっと危ういケースだったという言い方をするのかは判断がわかれるかもしれませんが、保育士の目の届かないところで園から子供たちが出ていってしまったというような事例が、もう実際に出ていますよね。保育課もそれを把握していらっしゃるの、それが何事もなくほんとうによかったと思うのですが、そういうのも、どのような対応をするのかということに対して、今課長がおっしゃったような、工夫をして、フォーメーションをもう1回見直して、この時間帯にはこの人がこの辺まで見るみたいな形で対応するというふうに伺いました。でも、子供たちというのは予想もできない動きをします。やはりある程度人数がいないと全体の把握はできないと思います。あまり騒ぎ立てるつもりもないのでなるべく一般質問のときにも具体的な事例は出さなかったのですが、そういうことを把握した上でもやはりこの用務職の減なのか、もう1回教えてください。

○黒田人事課長

今の委員のご指摘内容から言いますと、用務職だからということではなくて、いわゆる保育士が保育を運営する中で、お子さんの安全をきちんと見ていくということは全体的な対応が必要なのかなと思いますし、非常勤をプラス2名ということで全体的な園運営を、保育園の保育の充実を図るという形で進めているものでございます。

○須貝委員

ほんとうに定数条例関係で昭和58年から平成30年まで職員の削減をして、このような努力をされてきているというのは、私としてはよくやっているのだなと思いますが、品川区は人口がますます増えているではないですか。そして、幼児教育もそうですが、特に高齢者の人口がますます増えて、その介護にしろ医療にしろ仕事量はやはり刻々と増えていると思うのです。そういうことに関して、こうやって人員減、今回所属別の内訳を見ても、そちらの高齢者福祉のほうで実際介護等で増えていないと、非常にこれは心配されるのですが、それは大丈夫なのですか。要は責任のある方がしっかりそこをケアするという姿勢として、我々はそういうのを心配に思うのですが、それについてちょっとお聞かせください。

そして、固有教員、こうやって少しずつ増やされて、まさに品川区の教育を充実させようとしているのはわかるのですが、こういうのを何とか、やはり国から、都から、人件費を出してもらうような対応していただきたいと思います。現場ではやはり教員が少ない。教員をやはり確保したいという気持ちがある。もうこれは教育のかなめだと思うので、それについてどうしろとは言えないので、それだけはちょっと指摘しておきたいと思います。

ちょっと先ほどの1点だけ、お聞かせください。

○黒田人事課長

いわゆる高齢福祉の部門ですと、事務職であったり、いわゆる福祉保険事務所であったりという意味では、専門職と事務職の置きかえなどで、少し専門性を高めていくということと、高齢福祉部門ですと、いわゆる在宅介護支援センターは法人のほうと連携していく中では区が職員で高齢者部門として行う部分と、いわゆるサービスの部分で民間の事業者が担っている部分というのもあると思いますので、そういったところで高齢者の施策については対応しているというものでございます。

○須貝委員

一言だけ。こういう定数条例、一生懸命頑張っているのはわかるのですが、ぜひともそれによって区民サービスが減るようなことがないように、より充実させるように、そちらのほうに重きを置いて今後でも対応していただきたいと思います。終わりです。

○石田（し）委員

1点だけ、定数に関しては異論もないのですが、いろいろと今、話の中でも増減の中で現場の声を聞いていますと、これはやはり予算との関係性がどうしても出てくるのかなと思いますが、区としてこういう事業に力を入れるからその部署には人員を増やしていくとか、一方で、この部署の事業は少し抑えめに来年はやるから人員を削減するなどということがいろいろあるのかなと思うのですが、今回この内訳を見て、例えば、私もずっと言っていますのは、品川はもっと広報を、発信をしていったほうがいいのかといった中で、意外と今まで見ても、そこまでの人員がその部分では増えていないなという印象があって、そういった部分に関してはしっかりと仕事量と比例をして人員をぜひ確保していただきたいというのと、あと、代表質問でも言いましたけれども、今いろいろな技術が発達していて、それこそAIだったりICTだったりを活用することによって、仕事の効率化というのを図っていく、

仕事量が増えてもその分そういったものを活用しながら効率化というのは今図れる世の中になってきている中で、僕はどちらかというと、ではそちらをどうやって活用して効率化を目指していくかというのも一方でやっていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その部分に関してもいわゆる研究をする部分の人員というのが全然確保されていないのかなと思うのですけれども、改めてそういったことをどうやってトータル的に区が判断をして、今回のこの定数条例を出してきたのかなというのを教えていただきたい。

○黒田人事課長

今、委員からご指摘いただいたこととちょっと関係すると思いますが、これまでは業務内容の見直しなどをメインにプラスマイナスでという形でやってきていたところも当然にあるものでございまして、だけれども、今A Iの活用というご指摘がありました。そういった中では、かつて区がグループウェアが導入されていない時代はスケジュール管理も紙でやっていて、お互い電話で確認してというように、今思えば非効率的だった時代もある中で、そういったいわゆるシステムを活用することによって格段に仕事がやりやすくなってきておりますので、A Iにつきましても、今このA Iがどのように行政に適用できるかという意味では、いわゆるこういった専門分野は公務員の数だけで考えるというよりも、提供されてくるサービスがどういった形で仕事に適用できるかという部分の検討を、今後も所管を中心にしていく必要があるかなというふうには思っております。

広報につきましても、担当課長を新設ということで充実を図って進めてきているということがございますし、当然その人員の中でも工夫を図ってやっているというものでございます。

○石田（し）委員

確かに民間でいろいろと今このA I、I C Tの関係のものというのは急速に研究もされていて、開発もされている中で、もちろんそれを待つというのものもあるかもしれないのですけれども、逆にその民間の仕事と行政の仕事の違いというのはどうしてもあって、それというのは民間がなかなか発想を持ってない部分というのもあると思うのです。そのような中ではいわゆる協働的に取り組んでいかないと、せっかくいいものがあったとしてもそれを活用できるかというのは、やはりその行政の知恵も必要になってくるのかなと思うので、それはぜひ、区内でもいろいろと今そういった産業も入ってきているので、それはやはり一緒にというか、協働して生み出していく必要が今後あるのかなと思うのです。

例えばこの保育園の関係などといっても、今すごく児童数も増えている中で、もちろん職員の人数が必要になってくるのですけれども、一方で、では例えばA Iを活用して、相談業務をA Iに任せたら、難しい相談は無理だけれども、一般的な、簡易な質問に関しては実はそれはA Iの技術を使えばそれなりの相談業務はできてしまったりするわけです。

なので、そういった工夫もしながら、人員をどうやって配置していくかというのは、これも今まではなかった人事の考えかもしれないのですけれども、今後どんどん出てくるわけですよ。なので、早い段階でそういったことも視野に入れていただきながらの人事の配置というのをしていただきたいと思うので、その辺をぜひ考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○飯沼委員

いろいろな職場から人手不足の訴えがあると私は思っているのです。再三伺っている所要人員、職場から出されている所要人員を課長からお答えいただけなくて、現在の数値が所要人員だと、私は違うと思いますけれども、そう言って、答えてくださらないのですけれども、ちょっと違った角度から聞いてみますが、仕事の量が増えている職場、多い順に3カ所教えてください。

あと、残業が多い職場、これも1、2、3位、教えていただきたいのと、あと病欠者が多く出ている職場、これも1、2、3位まででいいので教えてください。

○黒田人事課長

平成28年度の超過勤務につきましては、指導課でありますとか、これは平均になります、オリ・パラ準備課とか、情報推進課というのが多い職場でございます。

病欠者の多い職場ということでございますが、特定の職場に多いということではなくて、どうしても本人のメンタルの不調ということで休んでいる職員が多いということでございますので、どこかに偏って多いということではございません。

○伊藤委員長

ぜひまとめた質問をお願いいたします。

○飯沼委員

済みません。具体的に聞いていてもご答弁いただけないので、聞き方を工夫しているつもりなのですが、残業が多い職場というのは、先ほどの仕事量が増えている職場と残業が多い職場はイコールという意味ですか。

ちょっとそこを教えてほしいのと、結果的に病欠者を把握されていますよね。数字が上がっていますよね。メンタル面とかいろいろ、偏っていないということなのですが、数字が出ていると思うのです。1位、2位、3位と病欠の多い職場を教えてください。聞いていることに正しく答えていただきたいと思います。

これで私は自分の質問のところを答えが来ない部分を一生懸命埋めようとしているので、答えていただきたいと思います。

○黒田人事課長

仕事量が増えた職場につきましては、今回のご審議でも職員を配置している職場は仕事が増えている職場というふうに認識してございまして、病欠者数につきましては、人事のほうで当然把握はしてございますが、どの職場に何人ということは今数字を持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、把握はしてございまして、ただ、それが職場の超過勤務と関連があるというものではございません。

○伊藤委員長

念のためにお話ししますが、今日は職員定数条例の一部を改正する条例が議題になりますので、それに沿った質問をお願いいたします。

○飯沼委員

当然理解しています。人事課長としては、全職場のことを把握した上でいろいろ定数条例の増減を提案をされる立場にあるので、ぜひ全体像をつかんでいらっしゃるのだったら、それをきちんと伝えてほしいと思って聞いているので、数値で出ない部分は後で出るのでしょうか。ぜひ出していただきたいのですが、いかがでしょうか。それだけで終わります。

○榎本総務部長

所要人員のことを先ほどから質問されていますけれども、やはり所要人員の場合は職場の要求数がかなりあることは確かです。100名を多分超える要求数は毎年出ていると思います。ただそれに対して、やはり採用できる数というのは限られていますので、それに対して応えられる数というのはある程度それぞれの職場の事情を聞いて、必要などころからつけるという形でいつも調整しています。

○あくつ副委員長

経年の増減数も拝見させていただいて、ほぼずっと削減をされていたというもので、小さい品川区で大きなサービスということが具体化されているのかなということで評価をさせていただきたいと思うのですが、オリ・パラと保育課の増員がありますけれども、今社会問題化されているところを増やすというところで理解はさせていただきたいと思います。

それで、我が会派からも今回代表質問で若干触れさせていただいたのですが、現場からの区民のお声を対応していく中で、先ほどほかの委員からもありましたけれども、ここをもうちょっと人員を厚くしたほうが効率的というか、区民のためになるのではないかなと我々が思っているところ、先ほどほかの部署もあったのですが、例えば保健師さん、1人が担当する区民が2万人を超えているということは伺っていますし、保健師さんは今ネウボラネットワークができて新生児もやる、医療もあれば高齢者の方もあれば、精神障害の方、さまざまなことで今大変ご負担を感じているのではないのかなというのが実態です。我々も何かご相談があったら保健所へというふうにご案内をしてしまうのですが、保健師さんが果たして足りているのかなということが1つと、あと障害者福祉課についても、さまざまな区民からの声を聞く中で、そこに起因するものがあるのではないかなということも我々の認識としてあります。

そういう、今回は先ほど部長からもご答弁がありました。要望がある中でそれは当然そういうことはご判断されると思うのですけれども、そういうご検討があったのか、先ほど高齢者福祉課については、同じ数の中でも専門性を高めていくというご答弁がありましたけれども、そういうことがあったのかどうかということをお答えできる範囲で教えていただいたいということが1つ。

それと、今後人口減少をしていくとか、さまざまな急激な変化が起きていく中で、この定数の考え方について大まかな形で結構ですので教えていただければと思います。

○黒田人事課長

今の委員からのご質問につきましては、保健師につきましては、採用を昨年度から少し増やしているというところで、平成30年度につきましても、まだ内定という段階で、決まった話ではありませんが、一定程度の数を採用しているというところでございます。

保健師の採用をして、いわゆる保健衛生部門に配置するというもののほかに、組織の中で必要とされているところに配置できるような形ということで、これは組織運営上の話になりますが、そういった中でも対応できるということで、こちらはその採用できる数が、一遍に多く採用できるというところでもございませんので、ここは少しずつそういった対応をしているというところでございます。

今後の定数の考え方につきましては、やはり今回の定数条例では児童相談所の開設に向けてということで5名の増ということで定数条例をご審議いただいております。そういった意味では時代の変化に合わせて、過大にならないように常に見直しを図りながら定数については管理していきたいと考えてございます。以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ではほかにご発言がないようですので、これで審議を終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたします。それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

意見をつけて反対します。

1つには、職場の実態を反映していない定数であるということ、また、さまざまな職種、専門職が力を合わせて連携をしていく自治体の仕事であるわけですが、今回は特に保育園と学校の用務職、これでは子供たちの安心・安全を守ることができないと思っています。

2点目は、正規の仕事をどんどん規制緩和で低賃金、低処遇の労働に置きかえていることに対して、反対をいたしますので、この定数条例にも反対します。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

私も反対をしたいと思います。昨年も賛成をしながら意見は言ったのですけれども、やはり具体的に、ほんとうにこれは人員が足りないのだというような現場で、事例に遭遇して、それでそれによって一般質問をさせていただきましたが、なおかつそのところが減らされるということでは、自分たちが主張してきたことと整合性がとれませんので、反対したいと思います。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、本案を挙手により採決いたします。

本案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。本案は、原案のとおり可決いたしました。

(2) 第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、(2)「第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、第11号議案、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして説明をさせていただきます。

職員の給与につきましては、民間従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の方法を採用しているほか、国及び他の地方公共団体の職員の給与と均衡を図り、人事委員会の勧告により定められているものでございます。平成29年度における特別区人事委員会の勧告を受けまして、平成29年第4回定例会で職員の給与に関する条例につきましては、平成29年度の給料表について公民較差0.13%分の引き上

げ、勤勉手当につきましては0.1カ月分を引き上げる議決をいただきました。

平成30年度からにつきましては、行政系人事制度の改正によりまして、任用制度を行政系では現在の8層制から6層制に変更することが決定してございますので、給与制度につきましても、特別区人事委員会の給料表等の勧告による改正を行うものでございます。

資料をごらんいただきまして、項番の2番でございます。改正内容でございますが、(1)扶養手当の改定でございます。これは国における扶養手当の見直しを踏まえまして、民間企業における家族手当の支給状況の変化などにより、特別区人事委員会の勧告に基づき改定を行うものでございます。

改定内容につきましては表のとおりでございます。表内に特定期間とありますのは、子の年齢が15歳から22歳の期間については加算をするというものでございます。

(2)等級別基準職務表の改定でございます。こちらは人事制度の見直しに伴いまして、新たな職制上の段階における標準的な職を設定しておりますので、これに合わせて改定を行うというものでございます。

資料の2ページをごらんいただきまして、現行の等級別基準職務表は右側の旧でございます。行政職給料表の(一)であれば1級の係員の職務から8級の部長の職務まででございます。これを左側の新のように、1級の係員の職務から6級の部長の職務のように再編するものでございます。

主な内容といたしましては、現在の1級、2級の係員の統合をいたしまして1つの級といたしまして、6級の課長と7級の統括課長を統合して課長職として1つの級とするものです。

以下の行政職給料表の(二)、医療職給料表の(二)、(三)につきましてもこちらに連動してこの改定が行われるというものでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、(3)の給料表の改定でございます。先ほどご説明いたしました人事制度の見直しに伴いまして、新たな職員の級に対応した給料表に改定を行うものでございます。現在の級を新たな級に切りかえるための対応を示した切りかえ表が附則の別表第1になりまして、資料では28ページでございます。

現在の号給から新たな給料表の号給への対応を示した号給の切りかえ表が、附則の別表第2となりまして、資料の29ページから36ページがそれぞれ対応した表となっております。

上位の職に昇格したときの昇格後の給料の対応を示したものが附則別表第3でございます。資料の37ページから44ページでございます。

新たな級に対応した新しい給料表は、お戻りいただきまして資料11ページから27ページでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、項番の3の施行期日でございますが、施行期日は平成30年4月1日からでございます。私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件につきましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

資料1の1ページ目の趣旨のところなのですが、扶養手当のところ、国の見直しの考え方とかその根拠を教えていただきたいのが1点です。

あと、2点目、文言なのですが、表の子のところの特定期間、多分先ほどちらっとご説明があったような、聞き漏らしたのかもしれませんが、特定期間についての説明と、あと、この扶養手当のところの配偶者、子供、欠配一子と父母等の、この手当を受けている該当者数とかパーセンテージがわかったら

教えてください。

○黒田人事課長

まず、扶養手当の見直しの考え方ですが、国のほうでいわゆる配偶者手当を見直しておりますのは、いわゆる女性活躍と申しましょうか、基本的にはこの配偶者手当は扶養の枠内で働いている方とか収入がない方に対する手当でございますので、収入を得ると扶養手当の要件から外れるということでは、今、数的に民間の状況等を考えても、支給状況が変わってきているということもありますので、その部分の原資を子供の分について増額するということが基本的な、いわゆるその扶養手当の全体の原資の枠内で子供のほうに扶養手当を上乗せするというのが基本的な考え方でございます。

特定期間につきましては、先ほど申し上げたとおり、15歳から22歳までの年齢の期間については上乗せするというような期間でございます。

配偶者手当、扶養手当の受給人数でございますが、こちらのほうは、これも配偶者手当を区で受けているのが280名程度で、そのほかの扶養手当が1,000名程度で、大体1,300名弱ぐらいの方が扶養手当ないしは配偶者手当を受給しているというような状況でございます。

○飯沼委員

それぞれありがとうございます。あと、(2)の等級別基準職務表の改定というのが、8級制が6級制になったという、この辺の改正の理由はどういうところなのか教えてください。

○黒田人事課長

8級制から6級制に変わった理由でございますが、行政系人事制度のあり方についてということで人事委員会の意見の中で管理職及び係長職の職責が高まっており、めり張りのある人事級制度を検討する必要があるというような背景もありまして、この間、特別区全体として人事制度の見直しを図ってきたというものでございます。その中で課題となっていたのが、係長職への受験率の低下というところもありまして、なおかつ主任主事といわれる職がボリュームが大きいという中では、係長職への昇任を前提としたというようなところを、当初は係長補佐というようなことで検討したのですが、そこを新しい主任と位置づけまして、係員と係長、2つの職と、管理監督というような形で職務を再編したと。課長の級につきましても、課長職という中で統合していったというものでございます。以上でございます。

○飯沼委員

あと、新旧の給料表が載っているのですけれども、実際的に不利益になるような級とか号給があるのかどうか、あと、同一労働において減になるようなことが生じてしまうのかどうか、そこら辺を教えてください。

○黒田人事課長

給料表の改定につきましては、基本的には新しい号給に対応して切りかえられるのですが、現給の直近上位の号給ということで、下がるということはありません。ただ、今回の行政系人事制度の中で職務の切りかえの中で級が変わった方については、対応した級のほうに切りかわるのですが、その場合も現給を保障するということになりますので、不利益だというのはございません。

○須貝委員

今回、扶養手当改定等ございますが、先ほど民間準拠ということで言われておりましたが、これは各会社が定めるものであって、ほんとうに品川区には中小零細企業がすごく多いと思うのですが、そういう方たち、扶養手当等を定めていない会社も多々あるのですよね。今回この条例に反対するものではありませんが、そういう、やはり民間、品川区内で産業を営んでいる商店等ありますが、そういう方たち

にはこういう手当というのは支給されていない方が大勢いるということは、私は職員全体の皆さんで理解、認識していただきたいと思います。

○吉田委員

言葉の確認です。不勉強でまことに恥ずかしいのですけれども、この欠配一子という言葉で、これを調べて、だから扶養する方のお子さんで、既にお子さんを持っていて配偶者を亡くされているのか、離婚されたかわかりませんが、そういう人のことと思って理解してきたのですけれども、それでいいのでしょうか。済みません、確認だけさせてください。

○黒田人事課長

こちらは欠配一子と略称で書いていますが、こちらは配偶者がいない場合の扶養親族である子のうちの一人ということで、複数お子さんがいらしても一子、扶養している一子のことを指すということでございます。

○吉田委員

だから、扶養する人がいて、そのお子さんが配偶者を欠いた場合という理解でいいのですよね。それでさらにその下に子供がいる。

○黒田人事課長

扶養主が配偶者を欠いている場合です。

○吉田委員

扶養主が配偶者を欠いている場合。

○黒田人事課長

はい。いわゆるひとり親家庭という、簡単に言いますとそういう形です。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で終了いたします。

採決に入ります前に、各会派の態度を確認いたします。それでは自民党・子ども未来からお願いします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

労使合意の方向ということなので、賛成いたします。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより「第11号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

異議はないと認め、よって本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(3) 第12号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に、「第12号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題に供します。

理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、「第12号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

公務のために旅行する職員の旅費につきましては、条例において旅費の種類、上限等を定めております。資料の1ページ目をごらんください。

1.趣旨でございます。先ほど給料のほうでも申し上げましたが、人事制度の見直しに伴いまして平成30年4月1日より職務の級が再編されるため、職務の級により定められている外国旅行の旅費について改定となるものでございます。

2の改正内容でございます。こちらの表につきましては、新しい級と古い級の対応関係を示したものでございまして、その下の(1)鉄道賃(外国旅行の旅費)でございますが、こちらは課長級以上の職務である者につきまして、鉄道賃の区分がございまして、現行の規定である6級以上を、5級以上に改定するものでございます。

資料の2ページをごらんください。(2)外国旅行における船賃でございます。こちらも同様に課長級以上の職務にある者について船賃の区分がございまして、こちらも現行の規定がある6級以上を、5級以上に改定するものでございます。

(3)別表第2(外国旅行の旅費)でございますが、この旅費のうち日当、食卓料および宿泊料の区分の改正がございまして、こちらも部長級の職務、課長級の職務、その他の職務の級により区分されておりますので、それぞれ対応する新たな職務の級に改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、平成30年4月1日からとするものでございます。私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関してご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

この条例改正の中身は、1ページ目にあります8級制から6級制に変更されるために当該級に変更があった、そのことによって発生する級を移しかえただけという捉え方でいいのでしょうか。まずその

ところを教えてください。

○黒田人事課長

委員のご指摘のとおり、今回級が再編されましたので、級を移しかえたものでございます。

○飯沼委員

あと、資料の4ページの別表第2のところの括弧に第35条関係と書いてあるので、第35条がどういう中身なのかなというのが資料の中でわからなかったので教えていただきたいのと、ここに載っていない表で基本的な運賃体系のところは、別に何キロメートルが幾らとかあるのですよね。それプラスこの表なのかなと理解しています。この表だけだと何か運賃体系をここで判断するのかなと、私はぱっと見たときに間違った理解をしてしまったので、この第35条関係というのはどういうものなのかなというのと、基本的な運賃にかかわるところは別にあるのですよね。基本的なところを教えてください。

○黒田人事課長

今回の資料につきましては、変わったところのみ記載しておりますが、ご指摘の別表2につきましては、委員のご指摘のとおり、距離に応じて運賃の上限が定められておりますので、その中で、この地方がどこであるかということは今具体的に申し上げられませんが、基本的には役所の位置、出発点を起点としましてその距離に応じて旅費について上限の中で支給されるというものでございます。

その旅費の条例の中で、いわゆる日当等につきましては上限が書かれておりまして、今回の改定についてはそのところについては改正があるというものでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。ということで、別表第2の中身のことで、この区分が詳しく書かれているのですが、この中身だけ、指定都市とか甲地方、乙地方、丙地方とわかれて金額が違うので、下の6級、5級にアンダーラインが引いてあるのが、ここが変わりましたよということの理解はできているのですけれども、この表の区分の中身についてわかったら教えてください。

○黒田人事課長

まず、別表第2のこの指定都市と申しますのは、人事委員会が定める都市の地域を言いまして、甲地方というのは北米地域、欧州地域及び中近東地域として、人事委員会が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会が定める地域一帯になりますので、条件はそういったことで人事委員会が定めるということになってございます。

乙地方につきましては、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域で、丙地方は日本を除くアジア地域、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域、南極地域として人事委員会が定めるという形になっていまして、具体的な国はここに出てこないのですけれども、一応そういった形で地域が定められているものでございます。

○須貝委員

1点だけ疑問があるのですが、これを運賃という名称にすればほとんど全て該当すると思うのですけれども、それはそうではないのですか。あくまで船賃ということで限定する必要があるのですか。参考のために聞かせてください。

○黒田人事課長

公務員の旅費につきましては、国に国家公務員の旅費を定める法律がございまして、その中で鉄道賃、船賃、航空賃という区分がございまして、そこから基本的には準拠して制度がつけられるというものでございます。

○伊藤委員長

ほかにはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで終了していただきます。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。では、自民党・子ども未来からお願いします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成です。

○伊藤委員長

それでは、これより「第12号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で議案のとおり可決いたしました。

(4) 第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

○伊藤委員長

次に、(4)「第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、「第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の制定につきましてご説明いたします。

現在は、公益財団法人、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会には、いわゆる研修派遣によりまして区職員を派遣しておりますが、今般この大会組織委員会に、給与の支給など一定の条件がございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣を受け入

れる旨の提案がございましたので、本条例の制定につきまして提案するものでございます。

本案は、今申し上げました、いわゆる派遣法に基づく職員派遣を行うため、条例によって定めることが必要な事項がございまして、その事項について定めるというものでございます。

資料をごらんください。1番、目的でございます。こちらは、公益法人等に職員を派遣することによりまして、地域の振興など、区の諸施策の推進を図り、公共の福祉の増進を図ることを目的としているものでございます。

項番2は、根拠となる法令でございます。

3番は対象法人でございます。法律で規定のあります、職員の派遣が可能な法人につきましては、一般社団法人または一般財団法人、一般地方独立行政法人、特別の法律により設立された法人のうち営利を目的としたものを除くもの、地方六団体、このうち条例で定める法人について法に基づく派遣ができるものでございます。

4. 条例で規定する派遣法人および職員の勤務条件等でございますが、本条例案では、職員を派遣する法人として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を規定してございます。

表の4段目にございます給与でございますが、派遣期間中は、身分としましては法人の職員でありますので、原則としては給与は支給をしないというものでございますが、その法人の業務が地方公共団体の事業等に関連する業務である場合には支給することができるものでございます。今回の派遣に当たっては、区より給与を支給することとしてございます。

表の6段目の派遣期間でございますが、こちらは法のほうに定めがございまして、派遣できる期間は3年以内となっておりますが、5年まで延長可能となっております。今回の派遣に当たっては組織委員会の業務が終了するころを目途としているものでございます。

5番の施行期日でございますが、平成30年4月1日としておりますが、職員派遣のためにはその前に協定の手続等を行う必要がございますので、こちらにつきましては施行日の前においても行うことができるというふうにさせていただいているものでございます。私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関してご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○吉田委員

この条例、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのは、もう随分前にできた法律だと思うのですが、例えばこの法律ができた段階でわりとさまざまな自治体がこれに準拠する条例をつくっているのですが、品川区はその時点では条例はつくらず、でも私の認識では結構公益法人などへ職員を派遣したりしているのではないかと思います。この時期にあえてこれを創設しようとした趣旨を教えてください。

○黒田人事課長

他の自治体では、その法律ができた後に条例を制定したところもあるのですが、原則として給料については、法人の身分を取得するので、その該当法人が支払うという意味では、法人側の受け入れができないと派遣ができないということになりますので、今回は大会組織委員会のほうから法に基づく派遣を受け入れると、その場合については給与は各区で負担いただきたいが、いわゆる共済費の事業所負担金については組織委員会が負担するというような提案がございましたので、今回研修派遣で職員を派遣してございましたが、これからオリンピック・パラリンピック業務が本格化するということがありまして、

いわゆる法人の職員として向こうのほうで本格的な業務に当たれるということにもなりますので、今回条例としてご提案するというところでございます。

そういった意味では、これまでこの条例に基づいた派遣をしていなかったのは、受け入れ先の法人の体制というのがありますし、基本的には研修派遣ということでさまざまな、いわゆる区外の仕事を研修によって学んでくるということを目的として行って来たということでございますので、今まで条例を制定していなかったというものでございます。

○吉田委員

今回この条例をつくった趣旨はわかりましたが、今までとは性質が違うというようなことなのでしょう。だとしても、この条例ができた以上、今までのそういう形の派遣のやり方というのはやはりこの条例と整合性をつけなければいけないと思うのですけれども、その辺について、何かこの条例ができたことでこれから整合性をつけなければならないケースとか、そういうことがあったら教えてください。

○黒田人事課長

条例を制定しましたので、今回は大会組織委員会がそういった受け入れ体制をとれるということで、今も派遣をしてございますが、地域に密接であれば区で給与を支払うということも鑑みて、該当する法人があればそういった法に基づく条例での派遣というのにも検討していくべきかなと考えてございます。

○吉田委員

今後のことはわかりましたけれども、現在そういうふうに行われているところとの何か不整合みたいなものは出てこないのでしょうか。それだけもう1回確認させてください。

○黒田人事課長

現在行っておりますのは、いわゆる研修派遣でございまして、職員の能力向上を目的として区以外の団体に派遣をしているというところになりまして、区に在籍して、という意味では定数条例上も職員の数に入っておりますので、その中で派遣しているという意味では、今回法に基づく派遣になりますと、自治法派遣などは先方の自治体の職員になるということで定数外になっているということでございますので、そういった意味でもそこはございませんので、必要に応じて研修派遣であったり、今後もし条例の派遣を行う必要があればそういったことも検討していく必要があるのかなと思っております。

○飯沼委員

根拠法のところで、長い名前で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という名称がついていますが、この法の中に多分書かれていると思うのですが、公益的法人というのはどのような認定があるのか、わかたら教えていただきたいのと、今回の条例というのとはにかく公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣という1点だけでつくられているという理解でいいのか、そういった意味では条例の真ん中辺に、当該団体の業務にということで、当該団体というのはこの大会組織委員会のことなのかどうか、その点を確認させてください。

○黒田人事課長

対象法人につきましては、資料の項番3のところに書いてありますとおり、米印の、一般社団法人または一般財団法人、一般地方独立行政法人、特別の法律により設立された法人、これはいわゆる公益法人を指してございまして、公益財団法人と、いわゆる営利を目的とした法人ではないということでありまして、そのほか地方六団体というところは特別に規定がございまして、こういった団体が対象でございます。そういった意味では社会福祉法人も、特別の法律により設立された法人で営利を目的としておりませんので、対象となりますので、自治体によっては社会福祉法人に職員を派遣しているというような

団体もございます。

今回の条例につきましては、大会組織委員会からのご提案もあったということで、この条例で対象とするのが大会組織委員会のみということで、その関連する業務というのは大会組織委員会で従事する業務ということになります。以上でございます。

○飯沼委員

ありがとうございました。具体的に派遣されて、予想される業務というのはどういう業務なのか、ある程度わかっているだけでいいのですが、その辺を教えてください。

○黒田人事課長

現在、派遣した職員は、いわゆる大会の周知・広報活動に従事していたり、区内ですと主にホッケー場ができる関係がありまして、そういった関係の整理業務ですとか、あとは、ほかの区にある競技会場のいわゆる設計業務に当たったりというところで、さまざまオリンピック・パラリンピックに向けてこれから本格化する仕事というところに、現在も従事しておりますがそういった業務に従事すると考えているものでございます。

○飯沼委員

今のご説明のところだと、どこの部署から派遣をされているということなのか教えてください。

○黒田人事課長

どこの部署からかということは人事異動のヒアリングの中で、大会組織委員会への派遣ということについては話をしまして、人事のヒアリングの中で職員を選抜しますので、どこの部署からかというのを、一般事務職と、技術職についてはその技能を有している者を派遣しますので、そういった職員を人事課から派遣しているものでございます。

○飯沼委員

これ自体には賛成のつもりでいるのですが、現職場というのはどこも大変な職場から派遣をされるということにおいては、職員の声をしっかりと受けとめて派遣をしていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

では、ほかにご発言がないですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。では、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

賛成します。

○松澤委員

賛成します。

○伊藤委員長

それでは、これより「第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決、決定いたしました。

(6) 第41号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○伊藤委員長

次に(6)「第41号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、「第41号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

退職手当の支給月数等につきまして、先般2月10日に労使交渉で妥結いたしましたため、条例改正について提案を行うものでございます。

今回の議案の改定内容につきましては、資料としてお配りしております、概要書と新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。概要について説明させていただきます。

1. 趣旨でございます。国における支給水準の引き下げ及び特別区における人事制度の改正の趣旨等を踏まえまして、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を反映するため、退職手当の見直しを行うものでございます。

2の改正内容でございます。(1) 支給率の改定でございます。表の右側の欄が定年退職等の場合でございますが、最高支給月数について49.55月から47.70月に改定しまして1.85月分の削減となります。表中央にございます普通退職の場合でございますが、最高支給月数を現行の41.25月から39.75月に改定いたしまして、1.5カ月分の削減でございます。

(2)の調整額の区分およびポイントの改定ですが、調整額は退職前20年間を対象といたしまして、1年ごとに在籍した職責に応じてポイントによりまして調整額を算出し、退職手当の基本額に加算するものでございまして、1ポイントが1,000円に相当するものでございます。

人事制度が行政系において8層制から6層制に見直しされたことに合わせまして、各職層の調整額ポイントも改定しております。改正内容につきましては表をごらんください。

(1)、(2)の見直しによりまして、行政職給料表(一)が適用される職員につきましては、特別区全体の平均で一人当たり約65万円、率としますと2.82%の削減となるものでございます。

(3) 支給規定の改定でございます。現在は職員の懲戒免職処分等に係る退職手当につきましては、

現在の規定では全額不支給としているものでありますが、国の制度では懲戒免職処分の場合であっても、非違行為の程度によりまして退職手当の一部を支給できるように制度が改正されておりまして、国に準じた規定に改正するものでございまして、都でありますとか他の団体でも同様の規定に既に改正されているものでございます。

3の施行期日でございます。平成30年4月1日としておりまして、今回の定年退職者につきましては対象になりませんで、4月以降の退職者から適用となるというものでございます。

資料の2ページから10ページは条例の新旧対照表でございます。何とぞご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

まず、資料1ページの1の趣旨のところです。退職手当は結果的には削減なのですが、国の退職手当の支給水準引き下げの基本的な考え方がわかったら教えてください。

あと、特別区内では民間企業の退職手当の支給状況の調査がなく、比較をする調査がないと聞いたのですが、ちょっとこの辺わかったら教えてください。

○黒田人事課長

退職手当についての国の考え方につきましては、先ほど申し上げたように民間の支給状況に準拠して、国家公務員の退職手当の支給額と民間の状況を比べたときに、均衡を図るために国のほうにおいても削減しているという状況がありまして、特別区においてもそこに準拠して改定を行うものでございます。特別区人事委員会のほうでは、退職手当に関する調査はしておりませんので、そういった意味では人事委員会のほうでは退職手当の特別区内での支給状況については調査していないと聞いているものでございます。

○飯沼委員

国のほうの説明は、民間等の支給状況との均衡をとということにおいては、民間が下がっているから国も下げていると。特別区のところは、調査対象の資料はないけれども同じような関係なのかという理解でよろしいのでしょうか。

その点が1点と、あと、済みません、退職手当の計算式、基本的なところでわからないのがポイント制なのですが、合わせてどのように基本額と調整額が計算されるのか教えてください。

○黒田人事課長

今回の改定につきましては、委員のご指摘があったとおり、国において民間と差があつてその分を削減されましたので、それと均衡を図る形で特別区の制度を見直すというものでございまして、そこは国に準拠して見直しをするというものでございます。

退職手当の計算式でございますが、基本的にその給料表の月額に、在職の年数に応じて支給月数が定められておりますので、その支給月数を掛けた額に、この調整額ということで、先ほど申し上げたとおり、退職前20年間に在籍した職、例えばこちらの資料にありますけれども、主任であれば現行146ポイントとありますので、在職が1年であればそこに14万6,000円を加算していたものが、今は14万8,000円を加算するという形で、それを20年間分について職責に応じて加算するというところでございまして、その合わせた額が退職手当として支払われるというものでございます。

○飯沼委員

先ほどの説明で、影響がマイナス2.82%、平均で65万円減ということだったのですけれども、影響を受ける層は2の(2)のところ、行政系で部長から主任主事まで並んでいますけれども、人員的にはどこが一番多いのか、また、退職金削減で一番影響するのはどこなのか教えてください。

○黒田人事課長

職員数で一番多いのは主任の層でありますので、そこが人数としては多いのかなと思います。平均の削減率でございますが、基本的には一律に支給月数を下げますと、その分基本給が高い部分から大きく下げますとそこは調整額でポイントをはかって、平均的な、国の給与カーブに沿って、退職手当の支給の状況に沿って制度を設定したというふうに、これは特別区全体の平均の中で制度が設定されているというものでございます。

○飯沼委員

最後になります。わからないのが、2の(3)のところなのですが、支給制限規定の改定のところ、18条のところなのですけれども、これがどう改定されたのかもうちちょっとわかりやすく教えていただけたらと思います。

○黒田人事課長

従来の規定ですと、懲戒免職処分を受けた場合につきましては退職金は支給しないという規定でございますが、他団体のいわゆる裁判例で退職手当につきましては、退職手当と懲戒免職というのは別の規定というか処分であって、懲戒免職を受けたからといって退職金を全額不支給とするのは適法でないというような判例が幾つか出ていたこともありまして、そこは懲戒免職に当たっても、その非違行為の状況でありますとか、過去の処分歴とかを総合的に勘案して、一部を支給すべきというような裁判例もある関係で、特別区ではそういった規定がありませんでしたので、このところも合わせて改定するというものでございます。

○須貝委員

今のお話ですが、職員の退職手当に関しては、民間の支給率が下がっているから今回支給率を下げたと。例えば私の知り得る限りでは、民間においては懲戒解雇相当の職員に対しては退職手当がゼロ円ということを知っています。今、裁判云々というお話がありましたが、これは民間がほとんどがそういうふうになっている中で、これに関しては民間に準拠しないで国の支給制限規定に準拠するというのは、何か矛盾しているように思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○黒田人事課長

基本的には、懲戒免職処分等につきましては不支給というのが原則というのは変わらないと思います。ただ、その懲戒免職処分の内容について、非違行為の内容とか、職員のそれまでの勤務状況等を勘案して、一律に全額不支給ということについては違法であるというような、これは裁判、高裁等での判決が出ていの中で、国及び都も含めて他団体もそういった形で、その判例に応じて規定を変えてきているということがございますので、ここにつきましては全額不支給というのは原則ではございますが、そこは状況に応じて一部支給もあり得るという、判例に沿って制度を変えるというものでございます。

○須貝委員

その辺がちょっと明確に示されていないのですが、判例云々はありましたが、それぞれ犯罪の内容、またどういった損害をその自治体または会社に与えたかによってそれぞれ違うと思うのですが、その辺もちょっと明確にならないと、この支給制限規定の改定というふうに打ち出されて、国に準じた規定にしますよとなると、何かややもすると一般の区民からも誤解を招きかねないですよ。その辺はやはり明

確に、大半の民間企業がやっている支給制限規定に関しては参考にして準拠していくやり方をしないと、批判が出るのではないかと私は思いますので、そこだけちょっと指摘しておきます。

○伊藤委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきましての各会派の態度を確認いたします。では、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○あくつ副委員長

賛成いたします。

○飯沼委員

意見をつけて賛成をします。退職手当というのは退職後の生活を支える基本的な労働条件の1つであるので、慎重であってほしいなと思います。特に特別区内での比較する対象が不明確というところは非常に疑問は残りますが、労使で合意をしているということなので賛成します。

○石田（し）委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○吉田委員

生活者ネットワークも賛成なのですけれども、先ほどもありましたが、やはり退職後の生活ということ考えると、ぜひ慎重であっていただきたいと思います。ただ、やはり民間の中にはなかなか退職金の支給そのものが厳しいということも出ておりますので、準拠するということではやむを得ないと判断し、賛成いたします。

○松澤委員

賛成します。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それではお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

平成30年請願第6号 核兵器禁止条約への参加・批准を政府・国会に求める意見書の採択を求める
請願

○伊藤委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

平成30年請願第6号「核兵器禁止条約への参加・批准を政府・国会に求める意見書の採択を求める請願」を議題に供します。

本案は初めて伺いますので、書記が朗読をいたします。

〔朗読〕

○伊藤委員長

朗読が終わりました。それでは、本件につきまして理事者より説明をお願いいたします。

○米田総務課長

核兵器禁止条約でございますが、核兵器の全廃と根絶を目的として核兵器の開発や保有などを法的に禁止する国際条約でございます。こちらにつきましては、昨年の7月7日に122カ国、地域の参加多数により採択され、今後50カ国が批准した後、90日後に発効すると伺っております。こちらにつきまして、7月7日の採決に関して、日本国につきましては不参加というようなことで伺っております。その他、不参加の国が70弱あったというように聞いているところでございます。

○伊藤委員長

それでは、本請願につきましてご質疑・ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

私たちは、この核兵器禁止条約ができたときに、ほんとうにこの条約というのは、広島、長崎、あとビキニとか南太平洋とかあちこちで水爆などの実験があつて、被爆者となられた方々の悲願であり、この請願の中にも、この条約は核兵器の終わりの始まりですとサーロー節子様もおっしゃっていますと書いてありますけれども、ほんとうに第一歩と言おうか、全世界が力を合わせて、地球上に存在している1万5,000発とも2万発とも言われて、まだまだ地球上に危険な核兵器がいっぱいあるわけですが、それをなくしていく第一歩になったということでは、ほんとうに大歓迎をし、一刻も早く全世界の国々がこの条約を認めていくことが大事であると思っています。まずは50カ国が批准をし、90日後に発効するというようなので、ぜひその方向になってほしいなと思っています。

本日、この請願が出されることで、議会としてもこのことを議論ができる場を与えていただいたということ、ほんとうに深く感謝をしながら、ぜひ皆さんと議論をしていきたいと思っています。また、区の姿勢も、その中では伺っていきたくと思っています。

活発な議論ができればいいなと思いますが、特に品川区は、ここにも書かれていますけれども、非核平和都市品川宣言を発出しています。1985年、昭和60年にできた、この区民の悲願でもある非核平和都市をつくっていかうということで品川区が高らかに宣言をしたわけですが、全くこの中身と合致するのがこの核兵器禁止条約だと私たちは受けとめているのです。そういった意味では、この非核平和都市品川宣言を発出した品川区としても、日本政府に禁止条約への署名をしていくことを求めていくことが大事であると思いますし、核を持っていない国も、核を保有している国も、道が開かれているので、ぜひここに賛同をして参加をしていくことこそが、この地球を核戦争から守るほんとうに大事な大事な第一歩であると思っています。

だから、私は今回の請願、大賛成をして、品川から発信をしていきたいと思っていますが、やはり議会としての総意が必要であると思うのです。そういった意味で、他会派の皆さんにもぜひ賛同していただきたいと思っておりますが、率直にご意見を出していただけたらと思います。

○伊藤委員長

ほかにご発言ありますか。

○吉田委員

私も同意見です。非核平和都市品川宣言というのを改めて読み直すと、相当踏み込んで高らかにうたい上げています。

ほんとうに今、この請願文の中にも、非核平和都市品川宣言が取り上げられていますが、一刻も早く核兵器をなくさなければならない、頭上に核の閃光がひらめく前に、遅すぎたときそれを悔やむだけの未来すら我々には残されていない、というふうにうたっています。

ほんとうにそのとおりで、宣言をした以上、何らかの行動が必要だと思っております。今がこの行動のある意味チャンスかなと思いますので、まずは国に対する意見書というのを議会としても採択していくことを主張したいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○伊藤委員長

ほかにご意見、ご質疑等ございますでしょうか。

○石田（し）委員

この件に関しては、基本的に、今、国でさまざまもう議論になっていて、これまでも国のほうで議論がされていて、品川区として一自治体として非核平和都市品川宣言をされて、これまでもさまざまな事業を区としても取り組んできているのかなと思います。特に、中学生に対しては平和使節の派遣を広島、長崎にしていますし、さまざまな普及啓発事業も行っております。また、平和首長会議にも加盟をされて取り組まれているという中で、一地方自治体としてこういった宣言も含め事業を展開していることもあり、区民に対しては十分に平和事業として取り組まれているのかなと思いますので、現時点で国に対して意見書を提出する必要があるのかというのは、我々としては現時点では必要ないのではないかなと考えております。

○須貝委員

この請願の内容に関しては、ほんとうにもう大半の国民の方が願っていることだと思います。ただ、私自身も核兵器禁止条約は参加すべきだと思うのですが、この内容そのものはやはり国で、あれだけの国会議員の皆さんがいて、そこでしっかり議論をして、そこで結論が、例えば反対なら反対ということを出していただかない限り、我々はあくまで区議会、区民の代表として活動しているのですから、国会、国への話をここでどうこうするということになる、これから全ていろいろな事案に対してやらなければいけないと思うのです。気持ちは、趣旨はよくわかるのですが、やはりこの場でこれを請願として採択して国に要望するというのは、私はやり方として違うのではないかと思います。一応、意見だけ言わせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。

○飯沼委員

この請願は、国会に、政府に批准を求める意見書の採択を求める請願ということで、ぜひ働きかけをしてほしいということなのですが、地方自治法第99条によると、自治体の公益に関する問題、私はほんとうに公益に関する問題、ほんとうに命を守る、文化を守る、ほんとうに丸ごと平和を守っていくということでは、自治体の公益に関する問題であると思っておりますので、地方の民意を国政に反映させる手段としての意見書というのは、ほんとうに率直な、品川区民であるこの提出された方の行動であって、

やはりこういう行動を評価して届けていくことが、国の政治、必ずしも民意を反映された国会にはなかなかないという問題を抱えている上で、やはりこういった意見書を一つ一つ地方からまとめて、まとまっていないところが問題かもしれませんが、出していくことが大事だと思っています。

品川区は平和首長会議への加盟をしています。日本国内では1717区市がこの平和首長会議に参加をし、ホームページを開くと、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動の訴えがされています。現状では266万9,780筆、今年の2月1日現在ですが、署名が集まっています。これを前に進めていくことが、やはり地球上の核をなくしていく、そして究極のところ核戦争をなくしていく、大きな力になると思っています。だから、こういった意味では自治体の姿勢も大事ですし、先ほども申し上げましたが、区議会の姿勢もとても大事であると思っています。

今回の条約の中身においては、核を持たない国は一致するのですが、持っている国のところのちゅうちょがすごく問題になっているのですが、核保有国が条約に参加する道もしっかりと示されているのです。1点は、核兵器を廃棄した上で参加をする。2点目は、条約に参加をした上で核兵器を速やかに廃棄する。どちらでも選択肢があるので、核保有国においても核戦争を望んでいるわけでもありませんし、核のない世界に進むために、やはりこの核保有国の条約参加が不可欠であると思っています。

今、北朝鮮とアメリカの関係がすごく危機感がある状態なのですが、北朝鮮の核開発は絶対許されないことであって、とめていかなければいけませんけれども、アメリカにおいてもこの間すごく、現在4,000発以上核を保有しているそうなのですが、アメリカはこの保有している核を新しい方向に今変えていこうという準備をしているそうなのです。これも新しい核開発の道ではないかなと思うのですが、こういうのをとめていくというところにおいて、日本の役割はとても重大であると思っています。安倍首相は、核を持たない国と核を持っている国の橋渡し役をするのだと言っていますけれども、それだったら、ぜひこのなくしていく方向、減らしていく方向という橋渡しをすべきであると思っています。

長くなりましたけれども、私はそう思っています。ICANがノーベル平和賞を受賞しましたけれども、サーロー節子さん、ほんとうに感動的なメッセージを送られたのですが、とにかく人類と核は共存しない。核兵器は必要悪でなく絶対悪である、こう言っています。そして、被爆者は72年間にわたり核兵器の禁止を心待ちに望んでいて、やっとここまで来ました。これを核兵器の終わりの始まりにしようではありませんかと訴えているのです。私はやはりこの被爆者の方々のこの長年の運動と、それを我が事として捉えて、今後の地球の安心・安全のため、平和のために生かしていくという意味においては、私は品川区議会自体がこれに応えていくべきであると思っています。

ちょっと発言をされていらっしゃる方もおられるので、ぜひご意見を伺いたいのと、最後のところで、ぜひ品川区の見解もお伺いしたいと思います。

○米田総務課長

非核平和都市品川宣言が昭和60年に発出されております。これを品川区としては継続的に区内、それから区外に向け発信し続けているというようなことでございます。その中で区にできることということでは、特に区内に在住、在学しておられる青少年に向けた、広島、長崎への平和記念式典等を含む平和使節派遣、それから独自の平和事業等を、これは被爆自治体とも連携しながらやっているものでございます。区といたしましては、この条約に関しまして個別に国に対して意見表明の働きを行う考えはございません。

○伊藤委員長

ほかにご発言ありますか。

○吉田委員

品川区の平和事業はよく承知をしております。一昨年でしたか、この総務委員会、メンバーはこのメンバーではありませんけれども、広島に視察に行って、改めて被爆者の方のお話を聞いて、ほんとうに改めて核兵器のむごさと、これから二度と同じことがあってはならないということをみんなで共有したと思います。それによって、総務委員会からの意見で、中野区と品川区だけが加入していなかった首長会議にも再び参加したということで、ほんとうにその辺についてはよかったと思います。

今回のこの請願の求めに応じて、国に対する意見書を出すということはそれらの平和事業と何ら矛盾するものではありません。先ほど区議会は区民の負託を受けてということと言われましたけれども、だからこそやはり区民が一番身近である区議会に対してこの意見書を出そうということを訴えかけてきたときに、それに答えるのも区議会の責任ではないかなと思います。

決めるのは確かに国会です。国会で議論をされているときだからこそ、やはり区議会としてはこういう方向で議論をしてほしいという意見書を出す意味があると思います。国がもう決めてしまった後での意見書ということではなく、これから考えなければいけない方向性としての意見書を出すとしたら、もう今しかなく、先ほどの繰り返しになりますけれども、遅過ぎたときにそれを悔やむだけの未来すら残されていないのが核兵器というものだと思っています。

ぜひ採択して、品川区議会としての意見書を提出したいということを目指したいと思います。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第6号の取り扱いについてご意見を伺いたく思います。継続にする、あるいは、結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また、結論を出すのであれば、その結論についてのご発言をお願いいたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

本日、結論を出すということで、不採択をお願いをいたします。

理由としては、やはり区としても恒久平和の確立、区内でさまざま青少年に対しての意識啓発をやっている中で、この請願に対しては国のほうで議論をしていただくということで、理由としてはそういうことです。なので、不採択でよろしくをお願いいたします。

○あくつ副委員長

結論を出す。意見を述べまして、不採択とさせていただきたいと思います。

先ほどから質疑の中でありますように、品川区は昭和60年、非核平和都市品川宣言、これはほんとうに日本に誇るべき、世界に誇るべき宣言だと思いますけれども、これを発して、それをもとにさまざまな平和事業を継続して行っているということが1つ。これは品川区の姿勢として、区議会も含めてだと思いますが、私どももこれは国に対してお伝えしているところです。

もう1つ、先ほどからさまざまな意見も出ておりますけれども、条約の締結は憲法第73条、これは憲法を読めば載っておりますけれども、内閣が条約を締結して国会がそれを承認する、それに対して意

見書を出す、これは別に否定をするものではありませんけれども、よく議会でも議論になりますが、外交・安保、外交と安全保障に関しては国の専権事項であるというのは大前提としてあるということは、まず言わざるを得ないということは1つ述べたいと思います。

これからちょっと長いのですが、私どもの会派の考えを述べさせていただきます。今回の核兵器禁止条約につきましては、昨年国連で採択をされたとおり、核兵器を違法化する初めての国際規範であります。核兵器のない世界への大きな一歩となることは間違いないというのが我々の認識であります。

ただし、先ほどからありますとおり、核保有国、そして我が国日本と韓国やNATO加盟国など、いわゆる核保有国に国の安全保障を依存している国々は、会議に参加をしませんでした。この採択をめぐりまして核兵器の非人道性を訴えて条約を推進した国々と、核兵器によって戦争を防ぐという核抑止論を主張する核保有国との溝は深まった。これも事実でございます。しかし、現実の国際政治の中で、核が存在することはまぎれもない事実であり、核保有国を抜きにして核廃絶を実現することができないのも事実であります。条約の採択を推進してきた被爆者団体や反核NGOの皆様も、この条約の採択が到達点ではないとして、これは共通認識として持つておられ、ここからが核廃絶の正念場である。これが我が会派の考えであります。

核軍縮につきましては、今後2020年のNP T、核拡散防止条約の運用検討会議の成功に向けて、まずは対話を深めていくことが不可欠であると考えております。このため、私ども公明党、また、これは日本政府も含めまして、昨年に賢人会議の設立というものを世界に求めまして、これが一昨年11月に被爆地の広島市で初会合が開催されました。ここにはもちろん核保有国、非保有国、また有識者、被爆者で構成をされた会議で、ここで今後提言をまとめて、このNP T、運用検討会議の準備会議に提出をする予定であります。

最後になりますけれども、繰り返しになりますが、私ども公明党はこの核兵器禁止条約については高く評価しておりますが、同条約の規範のもとで核廃絶への具体的な歩みを進めております。その上で核廃絶は核保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあると考えており、双方の溝が深まり、核軍縮を着実に進めるための現実的な対話がなされず、核軍縮ができない状況はつくってはならないとの立場であります。この賢人会議を国際関係の真の橋渡しのスタートとするということに当たりまして、私どもは今回のこの意見書を求める請願に対しては賛成はできないというのが私どもの意見であります。長くなりましたが以上でございます。

○飯沼委員

結論を出すということで、意見を添えて、採択を主張します。

私たちは、核抑止論は間違っていると考えています。一度でも核兵器を使えば、取り返しのつかない事態になる、このことを重く受けとめています。この間、政府に核兵器のこの考えについて転換を求める意見書、1月22日現在で113議会から提出をされています。これは保守、革新、会派を問わず、意見書が採択をされているわけです。ぜひ非核保有国、核をもっていない国も核を保有している国も、やはりこのことに真正面から向き合ってもらいたいと思っています。そういった意味で、この一地方自治体からどんどん国会に向けて、また安倍首相に対しても区議会から意見書が届いているそうなので、どしどし意見を上げていくことがこの核兵器をなくしていく、核戦争を起こさない強い強い力になる、第一歩になると思うので、ぜひ皆さんとともにこの一歩を踏み出していきたいと思っていますので、採択を主張します。

○石田（し）委員

結論を出すで、我が会派としては不採択です。

理由としては、先ほども意見を述べさせていただきましたが、これはあくまで国で議論をずっとしてきていることもあり、我々区議会としても、また品川区としても、これまでも、そしてこれからも非核平和都市品川宣言をもとにさまざまな普及啓発、また意識の高揚であったり、平和の大切さを次世代につなげていくという気持ちは変わりません。趣旨としては理解できますが、先ほど述べたとおり、国での議論をしっかりと行っていただければと思っておりますので、現時点で我々として意見書を提出する必要はないという判断のもと、不採択をお願いします。

○須貝委員

先ほど申し上げましたが、本日結論を出すということ、不採択とさせていただきたいと思います。

今回ここに書いてあるとおり、核兵器禁止条約への参加、批准をなぜ国がやらないかというのは、絶対私はおかしな話だと思っております。ただ、これはやはり国の進路を左右することですから、私は国会でやはり国会議員が議論をして、きちんとした、批准しないなら批准しない理由を国民が納得するような発言をしっかりとしなければいけないし、被爆国であるこの日本がそのまま放置して批准しなかったということは、まことに世界にとっても恥ずかしいことだと思えます。ただ、必ずこういう問題を区議会に出して意見書を出せということなら、今後ほんとうに国のことを全部この区議会から上げていかなければいけないのかなというふうに考えますと、ちょっとそれは私は手法としては違うのではないかと思います。それだけはしっかり申し上げたいと思います。

○吉田委員

ネットとしても本日結論を出すということで、採択を主張します。

繰り返しになる部分もありますけれども、皆さんがおっしゃっていることはそのとおりというか、国の専権事項であるという部分、それから品川区が平和事業をさまざま行っていることはもう十分承知しております。その点についてはそのとおりだと思います。

しかし、その区民のこういう請願に応じて、区議会として意見書を出すということは何ら矛盾するものではないと思っております。品川区民にとって一番身近な区議会に対してこういう意見書を求めてきて、それに応えて、国に対しての意見書を出すということはどこに問題があるのか私には理解することができません。平和事業でさまざま中高生に対しての教育とか啓発事業を行っていて、それで品川区議会が一方でそういうふうに何か行動を起こすときに、それは国の問題であるとするのは、私にはちょっと矛盾しているように聞こえます。ぜひこの請願を採択して、意見書を出すという方向での採択を主張いたします。

○松澤委員

結論を出してください。不採択です。

○伊藤委員長

それぞれありがとうございます。それでは、請願第6号は結論を出すことに決定をいたしました。

先ほど、それぞれの会派のご意見を伺いましたので、本件については、挙手により採決を行います。

それでは、「平成30年請願第6号 核兵器禁止条約への参加・批准を政府・国会に求める意見書の提出を求める請願」についてお諮りいたします。

本件を採決とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○伊藤委員長

はい。ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

3 その他

○伊藤委員長

次に、予定表3「その他」を行います。

まず、本定例会の一般質問にかかわる所管質問であります。本定例会の一般質問中、総務委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

それから、質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めさせていただきたいと思っております。では、所管質問がございましたらご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

共産党の南恵子議員の代表質問なのですが、3点目の待機児ゼロの問題での人事にかかわるところが、主に答弁漏れと言おうか、何と言うのでしょうか、人事ではないか、職員のことなので、質問内容は、残業とかそういった病欠とかの関係ですけれども、今年の議会の3定だったと思うのですが、質問をしたところがどのように改善をされたのかというところの内容が不十分であったのと、病欠の現在の人数と増減を聞いているのですが、具体的な答弁がなかったのでそこをもう1回お聞きしたいのと、あと再質問に対しての答弁で、結果的に保育課のところなのですが、病欠は残業に起因していない旨のご答弁があったのです。なぜそう言えるのか根拠を示していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長

済みません。もう少し質問を整理したいのですが、南議員の代表質問の中で、保育園に関することでいいですか。

○飯沼委員

そうです。待機児の。

○伊藤委員長

その中の、具体的には待機児童ゼロのことにに関してと、あと。

○飯沼委員

質問の中で、残業のことで病欠のことを聞いているのですが、5点目の質問にほとんど答えていらっしゃらないのです。だから、そこのところを。

○伊藤委員長

職員の残業と病欠のことについて。

○飯沼委員

はい。説明が悪くてごめんなさい。総務とか人事にかかわるところなので、そこをお聞きしたいです。

○伊藤委員長

はい。これでよろしいですか。理事者もそれで大丈夫ですか。その話でわかりますか。はい。

ほかに、あとはいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問にかかわる所管質問について終了いたします。

次に「その他」を行います。「その他」で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

では、「その他」を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時の開会でございます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたしますが、明日の委員会終了後に、第3回議会報告会の報告書内容について、委員の皆様にご意見などを伺いますので、よろしく願いをいたします。

それでは以上で総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

○午後0時26分閉会